

JUIDA国家ライセンススクール運営支援サービス利用条件

第1章 総則

(目的)

第1条 この利用条件は一般社団法人日本UAS産業振興協議会(以下「JUIDA」)が提供するJUIDA国家ライセンススクール運営支援サービスにおいて、サービス提供にあたっての条件(以下「利用条件」という。)を定めたものである。

(定義)

第2条 本利用条件内で使用される用語の定義は以下の通りとする。

「国家ライセンス」・・・国土交通省が航空法132条にて定める国が発行する操縦技能証明
「JUIDA国家ライセンススクール運営支援サービス」・・・国土交通省が航空法132条で定める登録講習機関への登録または運営を支援する事業
「JUIDA国家ライセンススクール」・・・JUIDAの認定スクールのうち、登録講習機関への登録および運営を行おうとするもの

第2章 利用条件

(適合性)

第3条 JUIDA国家ライセンススクールは、JUIDAが定める別紙「適合性チェックリスト」におけるすべての項目を満たし、登録講習機関への登録にあたっての適合性を十分に有しているとJUIDAが判断できる状態にあること。

(責任者の設置)

第4条 JUIDA国家ライセンススクールはJUIDA国家ライセンススクール全体を統括し、JUIDAが指定するJUIDA国家ライセンススクールの責務を全うする為の体制を構築する任にあたる者を最低1名設置すること。また、管理者および副管理者（ただし、国が定める管理者業務を代行する場合に限る）については、国が定めるところによりJUIDAが指定する講習を受講させられること。

(講師の設置)

第5条 受講生に対する講師としてJUIDAが教育する講師を受講生の数に対して十分に供給できること。なお、法令等に定めるところによるものとする。

(事務局の設置)

第6条 責任者の統括のもと、JUIDAとの折衝、受講生の受講申込受付、講座の受講にかかる事務、問合せ対応、その他の事務にあたる管轄部署として事務局を設置すること。

(施設等)

第7条 施設や機材等については、国が定めるところによるものとする。

(書類の備付け)

第8条 書類の備付については、国が定めるところによるものとする。

(報告書の作成)

第9条 JUIDAから求めがあった場合には、JUIDAが定める期限までにJUIDAが要求する報告書の作成および提出を行うこと。

(講師に対する指導)

第10条 講師に対しては研修については国が定めるところにより、JUIDAが提供する講座を受講させられること。

第3章 更新

(利用条件の再確認)

第11条 更新時には第2章で掲げた条件につき、適合していることを証明できること。

(JUIDAによる監査)

第12条 本利用条件並びに国が定めるところの登録講習機関としての義務等への適合性について、JUIDAによる監査が遅滞なく受けられること。

JUIDA指定する監査員が適宜立ち入り監査ほか必要な監査を行うが、それらの監査の結果、JUIDAからJUIDA国家ライセンススクールとして適合である旨の意見を得ること。又はJUIDAからの指摘事項に対して誠実に対応し、改善がなされていることを証明できること。

第4章 雑則

(条件の改廃)

第13条 この利用条件の改廃は、JUIDA理事会が行う。

(委任)

第14条 この利用条件に定めるもののほか、必要な事項はJUIDA理事会で決定するものとする。

(附則)

1 この利用条件は、令和4年8月31日から施行する。